



栃木県公報

令和3(2021)年
4月16日(金)
第196号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 389
- 栃木県立岡本台病院の料金に係る未収金及び手数料に係る未収金の徴収事務の委託..... 391
- 栃木県立岡本台病院の料金及び手数料の収納事務の委託..... 391
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定..... 392
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る変更..... 392
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定..... 392
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更..... 393
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 393
- 児童福祉法による指定通所支援の事業の廃止..... 394
- 農業振興地域整備基本方針の変更の公表..... 394
- 土地改良区定款変更の認可..... 394
- 道路の区域の変更..... 395
- 道路の供用開始..... 396

公告

- 栃木県労働委員会委員候補者の推薦..... 396
- 基本測量の実施..... 397
- 基本測量の終了..... 397
- 公共測量の終了..... 398
- 同..... 398
- 同..... 398
- 同..... 399
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 399
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 399
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示..... 399

教育委員会

- 令和4(2022)年度栃木県立中学校入学者選考要項..... 400
- 令和4(2022)年度栃木県立高等学校入学者選抜要項..... 400
- 令和4(2022)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項..... 403

調達等公告

- 入札公告(特定調達公告)..... 407
- 同..... 408

告示

栃木県告示第二二二四号

補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、令和三年度分の補助金等から適用する。

令和三年四月十六日

- (1) 主たる事務所の所在地
栃木県宇都宮市東宿郷2丁目2番1号ビッグ・ビースクエア2階
- (2) 名称
株式会社ソラスト栃木支社

3 委託期間
令和3(2021)年4月1日から令和6(2024)年3月31日まで

(保健福祉課)

栃木県告示第227号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

指定訪問看護事業者等

名称	所在地	開設者名	指定年月日
なないろ在宅ケアステーション	小山市羽川313番地21	株式会社ナラティヴ	令和3(2021)年3月15日

栃木県告示第228号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により公示する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

指定訪問看護事業者等

名称	所在地	開設者名	変更年月日
ひなた訪問看護ステーション	上三川町上蒲生3-15 2F (上三川町上三川4938-1サン・カレントB103)	株式会社日向倶楽部	令和3(2021)年3月25日
けやき訪問看護ステーション (どこでも訪問看護ステーション田野)	益子町生田目5-6 M.Tコーポ201 (益子町上山37-1ボニー トA202号)	株式会社樺	令和3(2021)年4月1日

※表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第229号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	指定年月日
えのきはらクリニック	宇都宮市下栗1-21-12	医療法人えのきはらクリニック	令和3(2021)年3月12日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
なないろ在宅ケアステーション	小山市羽川313番地21	株式会社ナラティヴ	令和3(2021)年3月15日
シンシアハート訪問看護ステーション	鹿沼市北半田1302-13	株式会社川上	令和3(2021)年3月17日

栃木県告示第230号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
ひなた訪問看護ステーション	上三川町上蒲生3-15 2F (上三川町上三川4938-1サン・カレントB103)	株式会社日向倶楽部	令和3(2021)年3月25日
けやき訪問看護ステーション (どこでも訪問看護ステーション田野)	益子町生田目5-6 M.Tコーポ201 (益子町上山37-1ポニートA202号)	株式会社櫛	令和3(2021)年4月1日

※表中の()内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第231号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0950200246	進学 就職支援のあたる教室	足利市借宿町420-1	株式会社TMアカデミー	足利市今福町471-10	令和3(2021)年4月1日	児童発達支援
0950300244	就労準備型放課後等デイサービスHilо	栃木市都賀町家中2293-3	社会福祉法人共育会	壬生町下稲葉343-1	令和3(2021)年4月1日	放課後等デイサービス
0950400309	からふる佐野	佐野市植下町4001-12	株式会社歩	茨城県古河市牧野地9-4	令和3(2021)年4月1日	放課後等デイサービス
0950400317	放課後クラブA I・ワーク	佐野市高砂町64蛭川ビル1	株式会社A Iコーポレーショ	佐野市出流原町514-1	令和3(2021)年	放課後等デイサービス

		階	ン		4月1日	
0951100098	COCOサポートセンターれもん	矢板市片岡2096-49	一般社団法人FiveLeaf	矢板市木幡2549-8	令和3(2021)年4月1日	放課後等デイサービス
0951300193	放課後等デイサービスはな	那須塩原市大原間239-12	有限会社KPEC	那須塩原市大原間415-4	令和3(2021)年4月1日	放課後等デイサービス
0951600121	多機能型重症児デイサービスDAIJI	下野市緑6-25-6	特定非営利活動法人だいじ	下野市緑6-25-6	令和3(2021)年4月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
0952700037	グローバルキッズメソッド41	益子町益子3356-1	ハッピーライフケア株式会社	東京都千代田区東神田2-10-9	令和3(2021)年4月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス

栃木県告示第232号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0951300052	生活支援センター 通園事業	那須塩原市上中野53-18	社会福祉法人太陽の里福祉会	那須塩原市上中野53	令和3(2021)年3月31日	放課後等デイサービス

(障害福祉課)

栃木県告示第233号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により、農業振興地域整備基本方針を令和3(2021)年4月1日付けで変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定により公表する。

なお、農業振興地域整備基本方針は、栃木県農政部農政課及び各農業振興事務所において一般の縦覧に供する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

(農政課)

栃木県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
大田原市土地改良区	令和3(2021)年4月2日
赤沼用水土地改良区	令和3(2021)年4月6日

(農地整備課)

栃木県告示第235号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年4月16日から同年5月17日まで一般の縦覧に供する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 120号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	日光市日光奥日光国有林1106林班い4小班から 日光市日光奥日光国有林1106林班い4小班まで	9.4～20.8	1500.0	
	後	日光市日光奥日光国有林1106林班い4小班から 日光市日光奥日光国有林1106林班い4小班まで	13.3～26.0	1500.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 藤原宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
67	前	塩谷郡塩谷町大字玉生字屋敷浦2323から 塩谷郡塩谷町大字玉生字大塚2310まで	12.8～13.6	101.7	
	後	塩谷郡塩谷町大字玉生字屋敷浦2323から 塩谷郡塩谷町大字玉生字大塚2310まで	13.0～14.2	101.7	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 矢又大内線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

232	前	那須郡那珂川町大那地205-3から 那須郡那珂川町大那地105まで	5.0～12.1	415.5	
	後	那須郡那珂川町大那地205-3から 那須郡那珂川町大那地105まで	9.6～14.9	415.5	

IV

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 矢板那珂川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
319	前	那須郡那珂川町小川字上宿2282-2から 那須郡那珂川町小川字上宿2424-6まで	10.5～26.5	120.2	
	後	那須郡那珂川町小川字上宿2282-2から 那須郡那珂川町小川字上宿2424-6まで	10.5～16.4	120.2	

栃木県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3（2021）年4月16日から同年5月17日まで一般の縦覧に供する。

令和3（2021）年4月16日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道119号	宇都宮市徳次郎町東屋敷106から 宇都宮市徳次郎町東屋敷100まで	令和3（2021）年 4月16日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	宇都宮市中里町180-4から 宇都宮市中里町175-1まで	令和3（2021）年 4月16日
193	一般県道 雀宮真岡線	河内郡上三川町大字磯岡396-1から 河内郡上三川町大字磯岡358-8まで	令和3（2021）年 4月16日

(道路保全課)

公 告

○栃木県労働委員会委員候補者の推薦

栃木県労働委員会の現委員の任期は、令和3（2021）年7月24日をもって満了となるので、次期委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり使用者委員候補者又は労働者委員候補者の推薦を求める。

令和3（2021）年4月16日

栃木県知事 福田 富一

1 推薦資格を有する者

- (1) 使用者委員候補者を推薦することができる者は、栃木県内にのみ組織を有する使用者団体で、労働問題に関する事務をその業務の主要な部分とするものとする。
- (2) 労働者委員候補者を推薦することができる者は、栃木県内にのみ組織を有する労働組合で、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）を受け、これらの規定に適合する旨の栃木県労働委員会の証明を受けたものとする。

2 推薦される者の資格

使用者委員候補者又は労働者委員候補者に推薦された者が次に掲げる者であるときは、栃木県労働委員会の委員になることができず、又は制限される。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国会法（昭和22年法律第79号）、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の規定によって兼職禁止の制限を受ける者

3 推薦期間

令和3（2021）年5月6日（木）から同年6月7日（月）まで

4 推薦方法

- (1) 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、所定様式の推薦書に所要事項を記載し、推薦期間内に労働政策課又は所轄労政事務所へ提出すること。
- (2) 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、所定様式の推薦書に所要事項を記載し、当該推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の栃木県労働委員会の証明書を添えて推薦期間内に労働政策課又は所轄労政事務所へ提出すること。

5 その他

- (1) 推薦する使用者委員候補者及び労働者委員候補者の数に制限はありません。
- (2) 使用者委員候補者及び労働者委員候補者の推薦書の用紙は、労働政策課又は各労政事務所に準備してあります。
- (3) 推薦手続に関し不明な点については労働政策課又は各労政事務所に、労働組合の資格審査については栃木県労働委員会事務局にそれぞれ問い合わせてください。

（問合せ先）

労働政策課	電話028-623-3218	宇都宮労政事務所	電話028-626-3053
小山労政事務所	電話0285-22-4032	大田原労政事務所	電話0287-22-4158
足利労政事務所	電話0284-41-1241	労働委員会事務局	電話028-623-3337

（労働政策課）

○基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3（2021）年4月16日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

基本測量（航空重力測量）

2 作業地域

県内全域

3 作業期間

令和3（2021）年4月1日から令和4（2022）年3月31日まで

○基本測量の終了

令和2（2020）年4月10日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、

同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業地域
栃木県全域
- 3 作業期間
令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月24日まで

○公共測量の終了

令和2(2020)年11月13日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、塩谷町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影）
- 2 作業地域
塩谷町
- 3 作業期間
令和2(2020)年11月1日から令和3(2021)年3月19日まで

○公共測量の終了

令和2(2020)年12月15日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、下館河川事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業地域
真岡市
- 3 作業期間
令和2(2020)年11月25日から令和3(2021)年3月30日まで

○公共測量の終了

令和2(2020)年12月15日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、市貝町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影（地上画素寸法12cm））
- 2 作業地域
市貝町

3 作業期間

令和2(2020)年11月25日から令和3(2021)年3月15日まで

○公共測量の終了

令和2(2020)年12月8日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、壬生町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量(デジタル撮影(地上画素寸法10cm))

2 作業地域

壬生町

3 作業期間

令和2(2020)年10月22日から令和3(2021)年3月23日まで

(監理課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により令和3(2021)年4月5日に決定した、宇都宮都市計画第一種市街地再開発事業の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和3(2021)年4月5日に変更した、宇都宮都市計画高度利用地区の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示は、令和3(2021)年度においては、次のとおりとする。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

1 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)のとおりとする。

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する文書入手するための手段

栃木県ホームページ(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/pref/nyuusatsu/sankashikaku/annai.html>)からダウンロードすることができる。

(会計局会計管理課)

栃木県教育委員会告示第6号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により令和4（2022）年度栃木県立中学校入学者選考要項を定めたので、次のとおり公示する。

令和3（2021）年4月16日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政 利

令和4（2022）年度栃木県立中学校入学者選考要項

令和4（2022）年度栃木県立中学校の入学者選考は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選考に関して必要な事項は、別に定める。

1 入学志願資格

県立中学校に入学を志願することのできる者は、保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）とともに県内に居住する者又は入学時に居住する見込みの者で、令和4（2022）年3月31日までに小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者若しくは義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとし、当該募集定員に対する男女の割合は、そのいずれかが60パーセントを超えないものとする。ただし、適性がある者を選定する際、男女いずれかの割合が40パーセントに満たない場合は、この限りでない。

栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校 105名

栃木県立佐野高等学校附属中学校 105名

栃木県立矢板東高等学校附属中学校 70名

3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

4 出願**(1) 方法**

入学志願者は、入学願書、在学している小学校若しくは義務教育学校又はこれらに準ずる学校の校長が作成する学習や生活の記録等を、入学を志願する県立中学校の校長に提出するものとする。

(2) 期間

令和3（2021）年11月29日（月）から同年12月2日（木）までとする。

5 入学者の選考**(1) 方法**

適性検査、作文及び面接の結果並びに学習や生活の記録を資料とし、6年間の中高一貫教育で学ぶ意欲、適性等があると総合的に判断される者を入学予定者として決定するものとする。

(2) 適性検査等の期日

適性検査、作文及び面接の期日は、令和4（2022）年1月8日（土）とする。

6 入学予定者選考結果の通知

令和4（2022）年1月13日（木）に、入学予定者選考結果を受検者全員に発送する。

栃木県教育委員会告示第7号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条及び栃木県学校通信教育に関する規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第5号）第8条の規定により令和4（2022）年度栃木県立高等学校入学者選考要項を定めたので、次のとおり公示する。

令和3（2021）年4月16日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政 利

令和4（2022）年度栃木県立高等学校入学者選考要項

令和4（2022）年度栃木県立高等学校の入学者選考は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選考に関して必要な事項は、別に定める。

第1 全日制課程及び定時制課程について

1 入学志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者で、原則として保護者とともに県内に居住する者とする。

- (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和4(2022)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当し、又は令和4(2022)年3月31日までに該当する見込みの者

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

4 出願

- (1) 入学志願者は、全日制又は定時制の各課程ごとに1校1学科(系・科)に限り出願するものとする。ただし、第2志望又は第3志望まで認める場合については、別に定める。
- (2) 出願に要する書類の提出期間は、全日制課程については令和4(2022)年2月18日(金)及び同月21日(月)とし、定時制課程については同年3月11日(金)、同月14日(月)及び同月15日(火)とする。
- (3) 全日制課程に入学を志願した者は、出願に要する書類の提出後において、出願先の学校、学科、系及び科を令和4(2022)年2月24日(木)及び同月25日(金)に、1回に限り変更することができる。
- (4) 出願に要する書類は、在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長(以下「中学校等の校長」という。)を経由して志願先の高等学校の校長(以下「高等学校長」という。)に提出するものとする。ただし、中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人が直接志願先の高等学校長に提出するものとする。
- (5) 中学校等の校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の高等学校長に提出するものとする。

5 学力検査等

- (1) 学力検査は、全日制又は定時制の各課程ごとに、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。ただし、定時制課程において、出願者が満20歳以上の者(令和4(2022)年4月1日現在)については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができるものとする。
- (2) 学力検査の期日は、全日制課程については令和4(2022)年3月7日(月)、定時制課程については同月17日(木)とする。
- (3) 全日制課程については別に定める学校・学科(系・科)において面接を実施し、定時制課程については原則として面接を実施する。
- (4) 実技検査については、別に定める学校・学科(系・科)において実施する。

6 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- (2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、全日制課程については令和4(2022)年3月11日(金)、定時制課程については同月23日(水)とする。

8 特色選抜

特色選抜については、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

特色選抜を志願することのできる者は、前記1に該当し、かつ、志願する高等学校が示す資格要件を満たす者で、合格内定後、入学を確約できる者とする。

(2) 募集定員

特色選抜の定員の割合については、別に公示する学校・学科(系・科)の定員の30パーセント程度を上限とし、各学校・学科(系・科)ごとに定めるものとする。ただし、栃木県立小山南高等学校のスポーツ科は50パーセント程度とし、中高一貫教育に係る併設型高等学校については、募集定員から内部進学による入学内定者数を除いた定員の全部とすることができるものとする。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とするが、別に定める全国から志願者を募集する学校・学科についてはこの限りではない。

(3) 出願

ア 全日制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、令和4(2022)年1月31日(月)及び同年2月1日(火)とする。

(4) 面接等

ア 全ての高等学校において、個人面接、集団面接及びこれらを併用するものうちから、各学校・学科(系・科)の特色に応じて選択したものを行う。

イ アに加えて、各高等学校は、高等学校長の判断により、作文、小論文及び学校独自検査(高等学校が独自に設定した学校作成問題、口頭試問、実技等の検査をいう。以下同じ。)のうちから、各学校・学科(系・科)の特色に応じたものを選択して行う。

ウ 面接等の期日は、令和4(2022)年2月7日(月)及び同月8日(火)とする。ただし、面接等を実施する日が一日である高等学校においては、同月7日(月)とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書等、面接の結果、各高等学校が必要と認めて実施する作文、小論文及び学校独自検査の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

(6) 合格内定者の発表

合格内定者の発表は、令和4(2022)年2月14日(月)とする。

9 フレックス特別選抜

フレックス特別選抜については、栃木県立学悠館高等学校において、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

前記1に準ずる。

(2) 募集定員

フレックス特別選抜の定員の割合は、募集定員の50パーセント程度とする。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とする。

(3) 出願

ア 定時制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、令和4(2022)年2月24日(木)及び同月25日(金)とする。

(4) 面接等

ア フレックス特別選抜においては、学力検査を行わず、面接及び作文をもってこれに代えるものとする。

イ フレックス特別選抜の期日は、令和4(2022)年3月7日(月)とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書、面接及び作文の結果等を資料として行うものとする。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、令和4(2022)年3月11日(金)とする。

- 10 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜
中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜については、特例を別に定める。
 - 11 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜
海外帰国者・外国人等の入学者の選抜については、特別の措置を別に定める。
- 第2 通信制課程について
- 1 入学志願資格
入学を志願することのできる者は、栃木県の区域内に住所を有する者（特別の事由のある者については、この限りでない。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
 - (2) 令和4(2022)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
 - (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は令和4(2022)年3月31日までに該当する見込みの者
 - 2 出願
出願に要する書類の提出期間は、令和4(2022)年3月11日(金)、同月14日(月)から同月18日(金)まで、同月22日(火)から同月24日(木)までとする。
 - 3 面接等
 - (1) 学力検査を行わず、面接等をもってこれに代えるものとする。
 - (2) 面接等の期日は、令和4(2022)年3月21日(月)又は同月25日(金)のいずれかとする。
 - 4 入学者の選抜
 - (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。ただし、通信制課程の教育課程を履修できる見込みのない者を除く。
 - (2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、面接の結果等を資料として行うものとする。
 - 5 合格者の発表
合格者の発表は、令和4(2022)年3月28日(月)とする。

(高校教育課)

栃木県教育委員会告示第8号

県立学校管理規則(昭和32年栃木県教育委員会規則第2号)第16条の規定により令和4(2022)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政 利

令和4(2022)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項

令和4(2022)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜は、この要綱の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第1 高等部の入学者選抜について

1 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園

(1) 入学志願資格

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の知的障害者のうち、公共交通機関等により自力通学が可能な者であり、かつ、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 令和4(2022)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見

込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は令和4（2022）年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願は、県立学校（栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び高等学校）を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書

(オ) 調査書（中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

ウ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、令和4（2022）年1月31日（月）及び同年2月1日（火）とする。

(イ) 志願者は、イの(ア)～(エ)の書類を在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長（以下「中学校等の校長」という。）に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(オ)の書類を添えて、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に提出するものとする。

(ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 作業能力検査

ウ 面接

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、令和4（2022）年2月7日（月）とし、会場は、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、作業能力検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、令和4（2022）年2月14日（月）とする。

2 特別支援学校の高等部（栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。）

(1) 入学志願資格

特別支援学校の高等部に入学を志願することのできる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 令和4（2022）年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は令和4(2022)年3月31日までに該当する見込みの者
- (2) 募集定員
募集定員は、別に公示するところによる。
- (3) 出願
ア 出願は、県立学校(特別支援学校及び高等学校)を通じて1校とする。
イ 出願に要する書類
ア 入学願書
イ 受検票
ウ 障害があることを証明する書類
エ 調査書(中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)
ウ 出願の手続
ア 出願に要する書類の提出期間は、令和4(2022)年2月18日(金)及び同月21日(月)とする。
イ 志願者は、イの(ア)~(ウ)の書類を中学校等の校長に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(エ)の書類を添えて、志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。
ウ 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を志願先の特別支援学校の校長に直接提出するものとする。
- (4) 学力検査等
ア 学力検査
ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。
イ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語及び数学について行う。
イ その他必要な検査
ウ 面接
エ 志願先の特別支援学校の校長は、特別な事情があると認めるときは、学力検査その他必要な検査及び面接の一部を免除することができる。
- (5) 学力検査等の期日及び会場
学力検査等の期日は、令和4(2022)年3月7日(月)とし、会場は、志願先の特別支援学校とする。
- (6) 入学者の選抜
入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。
- (7) 合格者の発表
合格者の発表日は、令和4(2022)年3月11日(金)とする。
- (8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置
特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。
- 3 盲学校の高等部専攻科
(1) 入学志願資格
盲学校の高等部専攻科に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。
ア 令和4(2022)年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校(以下「高等学校」という。)を卒業し、又は卒業する見込みの者
イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は令和4(2022)年3月31日までに該当

する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 調査書（高等学校等を卒業した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

イ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、令和4（2022）年2月18日（金）及び同月21日（月）とする。

(イ) 志願者は、アの(ア)～(ウ)の書類を在学又は出身の高等学校等の校長に提出し、高等学校等の校長は、提出されたものにアの(エ)の書類を添えて、盲学校の校長に提出するものとする。ただし、高等学校等を卒業した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がアの書類を盲学校の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

イ その他必要な検査

ウ 面接

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、令和4（2022）年3月7日（月）とし、会場は、盲学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、高等学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、令和4（2022）年3月11日（金）とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

第2 幼稚部の入学者選抜について

1 入学志願資格

盲学校又は聾学校の幼稚部に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者又は聴覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であつて、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 盲学校においては、平成28（2016）年4月2日から平成30（2018）年4月1日までに生まれた幼児

(2) 聾学校においては、平成28（2016）年4月2日から平成31（2019）年4月1日までに生まれた幼児

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 出願

(1) 出願に要する書類

ア 入学願書

イ 受検票

ウ 障害があることを証明する書類

(2) 出願の手続

ア 出願に要する書類の提出期間は、令和4（2022）年2月18日（金）及び同月21日（月）とする。

イ 保護者は(1)の書類を志願先の盲学校又は聾学校の校長に直接提出するものとする。

4 面接等

- (1) 面接
- (2) 必要な検査
- 5 面接等の期日及び会場
面接等の期日は、令和4(2022)年3月7日(月)とし、会場は、志願先の盲学校又は聾学校とする。
- 6 入学者の選抜
入学者の選抜は、面接及び必要な検査の結果等を資料として行うものとする。
- 7 合格者の発表
合格者の発表日は、令和4(2022)年3月11日(金)とする。
- 8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置
特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。
(特別支援教育室)

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入件名及び数量 現場写真ネットワーク用集中処理装置 一式
 - (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 借入期間 令和3(2021)年7月1日(木)から令和10(2028)年6月30日(金)まで
なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
 - (4) 借入場所 栃木県警察本部鑑識課及び19警察署
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「N通信、情報処理」小分類「2情報関連サービス」又は大分類「Pその他のサービス」小分類「2リース、レンタル」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
 - (3) 令和3(2021)年5月31日(月)から同年6月1日(火)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 3 入札の手続等
 - (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8510 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110(内線2257)
 - (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和3(2021)年4月16日(金)から同年5月24日(月)までの期間、栃木県ホームページ上で公開する。なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札書の提出期限及び提出場所 令和3(2021)年5月31日(月)午後5時までに、(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
 - イ 開札の日時及び場所 令和3(2021)年6月1日(火)午後1時30分 栃木県警察本部庁舎2階入札室

- (4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 令和3(2021)年4月16日(金)から同年5月24日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までに書留郵便で(1)の場所へ郵送するか、持参すること。

イ 確認結果の通知 令和3(2021)年5月28日(金)までに通知する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 契約形態 ファイナンスリースとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Centralized Processing Device for Site Photo Network, 1 set
- (2) Time and Date of bidding:
5:00 p.m., May31, 2021
- (3) Information is available at:
Treasurer Section,
Accounting Division,
Department of Police Administration,
Tochigi Prefectural Police Headquarters
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110 (extension2257)

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3(2021)年4月16日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 分析走査電子顕微鏡装置 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和3(2021)年8月1日(日)から令和13(2031)年7月31日(木)まで
なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
- (4) 借入場所 栃木県警察本部刑事部科学捜査研究所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「N通信、情報処理」小分類「2情報関連サービス」又は大分類「Pその他のサービス」小分類「2リース、レンタル」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和3(2021)年5月31日(月)から同年6月1日(火)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8510 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110(内線2257)
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和3(2021)年4月16日(金)から同年5月21日(金)までの期間、栃木県ホームページ上で公開する。なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の提出期限及び提出場所 令和3(2021)年5月31日(月)午後5時までに、書留郵便で(1)の場所へ郵送するか、持参すること。
イ 開札の日時及び場所 令和3(2021)年6月1日(火)午前11時00分 栃木県警察本部庁舎2階入札室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 令和3(2021)年4月16日(金)から同年5月21日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までに書留郵便で(1)の場所へ郵送するか、持参すること。
イ 確認結果の通知 令和3(2021)年5月28日(金)までに通知する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 契約形態 ファイナンスリースとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Analytical Scanning Electron Microscope, 1 set
- (2) Time and Date of bidding:
5:00 p.m., May 31, 2021

(3) Information is available at:

Treasurer Section,

Accounting Division,

Department of Police Administration,

Tochigi Prefectural Police Headquarters

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110 (extension2257)

(警察本部警務部会計課)